

## よくあるご質問

問1 模倣品の水際取締りが強化されるとのことですが、何が変わるのですか。

(答)

商標法・意匠法が改正され、海外の事業者から郵送等で送付される模倣品が、商標権や意匠権を侵害する物品に該当することとなりました。これを受けて、関税法が改正され、このような模倣品が、新たに税関の取締りの対象となります。

これによって、個人使用目的で輸入しようとする場合であっても、通販サイトなどで購入した模倣品が海外の事業者から送付される場合には、輸入できなくなります。

問2 いつ施行されるのですか。

(答)

今般の制度改正は、令和4年10月1日に施行となります。

問3 具体的にはどのように適用されるのですか。

(答)

令和4年10月1日以降に税関に輸入申告される貨物又は税関に提示される国際郵便物に適用することとなります。

ただし、貨物又は国際郵便物が同日よりも前に日本に到達していたことが判明した場合には、改正前の規定を適用することとなります。

問4 旅客が携帯して輸入する場合にも適用されるのですか。

(答)

今回の制度改正は、海外の事業者が他人をして持ち込ませる行為を新たに侵害行為とするものであり、旅客が携帯して輸入する場合のような、自ら持ち込む行為は新たな規制の対象とはなりません。

なお、反復継続的に模倣品を携帯して持ち込んでいる等、事業性が認められる旅客の場合は、現行の規制においても取締りの対象であり、この取扱いは制度改正後も変更はありません。

問5 輸入しようとする、輸入者に罰則が科されるのですか。

(答)

輸入者に事業性がなければ、今般の制度改正によって新たに規制の対象となった模倣品(海外の事業者から郵送等で送付される模倣品)を輸入しようとした場合でも、罰則の対象とはなりません。ただし、そのような海外の事業者から郵送等で送付される模倣品は輸入してはならない貨物であり、輸入できません。一方、輸入者に事業性がある場合には、従来どおり、罰則の対象となります。

問6 どうすれば輸入できるのですか。

(答)

今般の制度改正によって、輸入者に事業性がない場合でも海外の事業者から郵送等で送付される模倣品は、輸入してはならない貨物となりますので、そのような模倣品は今後輸入できなくなります。一方、海外の事業性のない者から送付された模倣品は、規制の対象ではありません。認定手続(※)において、輸入しようとする貨物が規制の対象ではない旨の意見書及びそれを証する書類を税関に提出していただき、それが認められれば、輸入することができます。

※ 認定手続とは、税関で知的財産侵害の疑いのある模倣品を発見した場合に、税関が、当該物品が侵害物品(知的財産を侵害している物品)か否かを認定するための手続です。

具体的には、税関が知的財産侵害の疑いのある模倣品を発見した場合、権利者及び輸入者にその旨を通知してそれぞれ意見・証拠を提出してもらい、提出された意見・証拠に基づき、税関が知的財産を侵害しているか否かについて認定する制度です。

詳細については、下のリンク先のページもご参照ください。

○(税関)知的財産侵害物品の取締り『認定手続の流れ』

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c\\_001.htm](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_001.htm)

問7 認定手続では、どのような書類を提出すればよいのですか。

(答)

輸入者(名宛人)には、輸入者の事業性の有無を確認するための従来の規制に関する書類に加えて、今般の制度改正によって新たに規制の対象となった模倣品であるか否かを確認するために、税関において仕出人の事業性の有無を確認するための書類を提出いただくこととなります。

仕出人の事業性の有無を確認するための書類としては、例えば、仕出人が貨物を送

付した経緯が確認できる書類や仕出人の身分証明書などが考えられます。

問8 税関は知的財産を侵害している物品に該当するか否かをどのように判断するのですか。

(答)

税関が知的財産侵害の疑いのある模倣品を発見した場合には、それが知的財産を侵害する物品か否かを判断するために、認定手続を執り、

- ・権利者及び輸入者から提出された書類の内容
- ・権利者及び輸入者からの書類の提出又は不提出の事実
- ・輸入貨物の数量及び状況
- ・過去の輸入実績など、税関の調査により把握した事実

などを総合的に勘案して判断します。

問9 税関が侵害物品に該当するものとして貨物を没収する場合、輸入者は購入代金の返金(補償)を求めることができますか。

(答)

購入代金の返金については税関では対応いたしかねます。商品を購入した通販サイト等にお問い合わせください。